

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和4年10月27日（木）16：00～18：00

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部原子力規制企画課

金城課長、藤森企画調査官、斎藤課長補佐、  
松田課長補佐

審査グループ実用炉審査部門

澤田管理官補佐、福原安全審査専門職

原子力エネルギー協議会（A T E N A）

事務局長 他4名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全・技術部門

安全・防災グループマネージャー 他1名

5. 要旨：

○A T E N Aから、配布資料に基づき、A T E N Aフォーラム 2023 にかかる依頼があった。

○A T E N Aから、配布資料に基づき、保安規定における運転上の制限（L C O）等に係るS A設備の重要度に応じた効率的かつ効果的運用の推進について説明があった。

○原子力規制庁から、保安規定の変更認可申請書提出前に、改善の方向性を確認するため考え方を整理し、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（C N O会議）等の場で議論した方が良い旨説明し、A T E N A内で今後の進め方及びスケジュールを検討することとなった。主な指摘事項は以下のとおり。

- ・ 要求される措置の完了時間（A O T）を、炉心損傷頻度を考慮して変更しようとしているので、その考え方を整理すること。また、非常用ディーゼル発電機のみを変更対象とする抽出の考え方を整理すること。
- ・ 新規制基準により重大事故等対処施設及び特定事故等対処施設（S A設備等）が追加されたため、L C Oの全体的な見直しを行うとしていたが、今回は、S A設備等のL C O設定を設計基準対象施設のように重要度を考慮して設定変更するのみとしている。L C Oの全体的な見直し計画と今回の設定変更の位置づけを整理すること。

6. 配布資料：

資料1 S A設備の重要度に応じた効率的かつ効果的運用の推進

資料2 多様な設備による安全性向上のための保安規定改定ガイドラインにおけるA O T変更に関する補足説明

- 資料3 (参考資料1 ; 20220826 面談資料1) 保安規定におけるLCO等の改善について
- 資料4 (参考資料2 ; 20220826 面談資料2) 多様な設備による安全性向上のための保安規定変更ガイドライン
- 資料5 (参考資料3) 各原子力事業者の安全対策の実施計画について
- 資料6 A T E N A フォーラム 2023 にかかると依頼文書

以上